

遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する 名古屋議定書をめぐる国際動向

平成24年7月24日
一般財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

炭田 精造

1. 国際動向

名古屋議定書実施に向けての動き

■ 議定書の署名、批准の状況(2012年7月24日現在)

署名国:92カ国。

批准国:5カ国(ガボン、ヨルダン、メキシコ、ルアンダ、セーシェル)

発効の条件:50カ国が批准した日から90日後に発効する。

■ 議定書に関する政府間委員会(ICNP)の実施状況

2回のICNP会合(2011.6.5-10 & 2012.7.2-6)を開催し、議定書実施に向けて準備作業を行った。

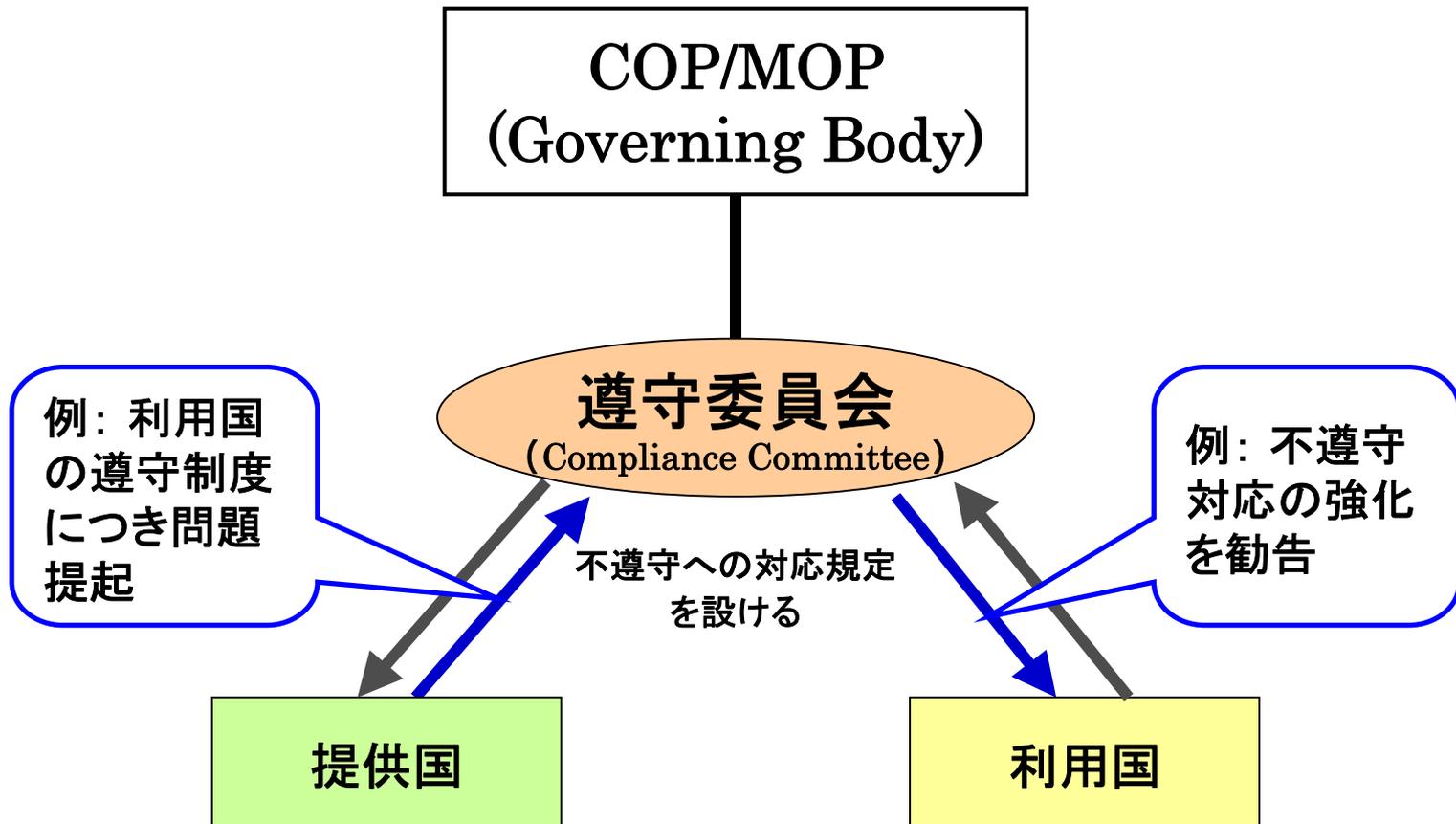
■ 第11回締約国会議(COP11.インド・ハイデラバード)

2012年10月8～19日に開催の予定。議定書実施の準備に向けて、諸活動の方針とスケジュールを決定する。

途上国の動き

- 途上国全般の一枚岩的な「連帯」は後退した。
- 「多国間利益配分の仕組み（NP10条）」に関して、アフリカG、中南米Gやマレーシアの考えの相違が顕在化。
- 「議定書の遵守促進の手續と仕組み(NP30条)」が南北間の将来の争点となる可能性も窺われる。

議定書の遵守（第30条）を巡る議論の構図



先進国の動き

- **EU**では、欧州委員会が今年9月末には「域内措置案」を起案し公表する予定。(既に、パブコメ、ヒアリング、技術ワークショップ等を実施した)
EU理事会は、域内で議論の後、COP12(2014年後半か)までに、議定書を批准する方針である。
- **豪州**は、実施に向けて準備中。
(手続きには、かなり時間がかかりそう)
- **スイス**は、パブコメ中。
- **カナダ、ニュージーランド**は住民対応等のために、時間を要する模様。

他の国際機関・条約との関係

WTO/TRIPs
世界貿易機関

WIPO
世界知的所有権機関

FAO
国際連合食糧農業機関

UNEP
国連環境計画

**生物多様性条約
&
名古屋議定書**

UNCLOS
国連海洋法条約

ATS
南極条約

WHO
世界保健機関

コモディティー(一般流通商品)

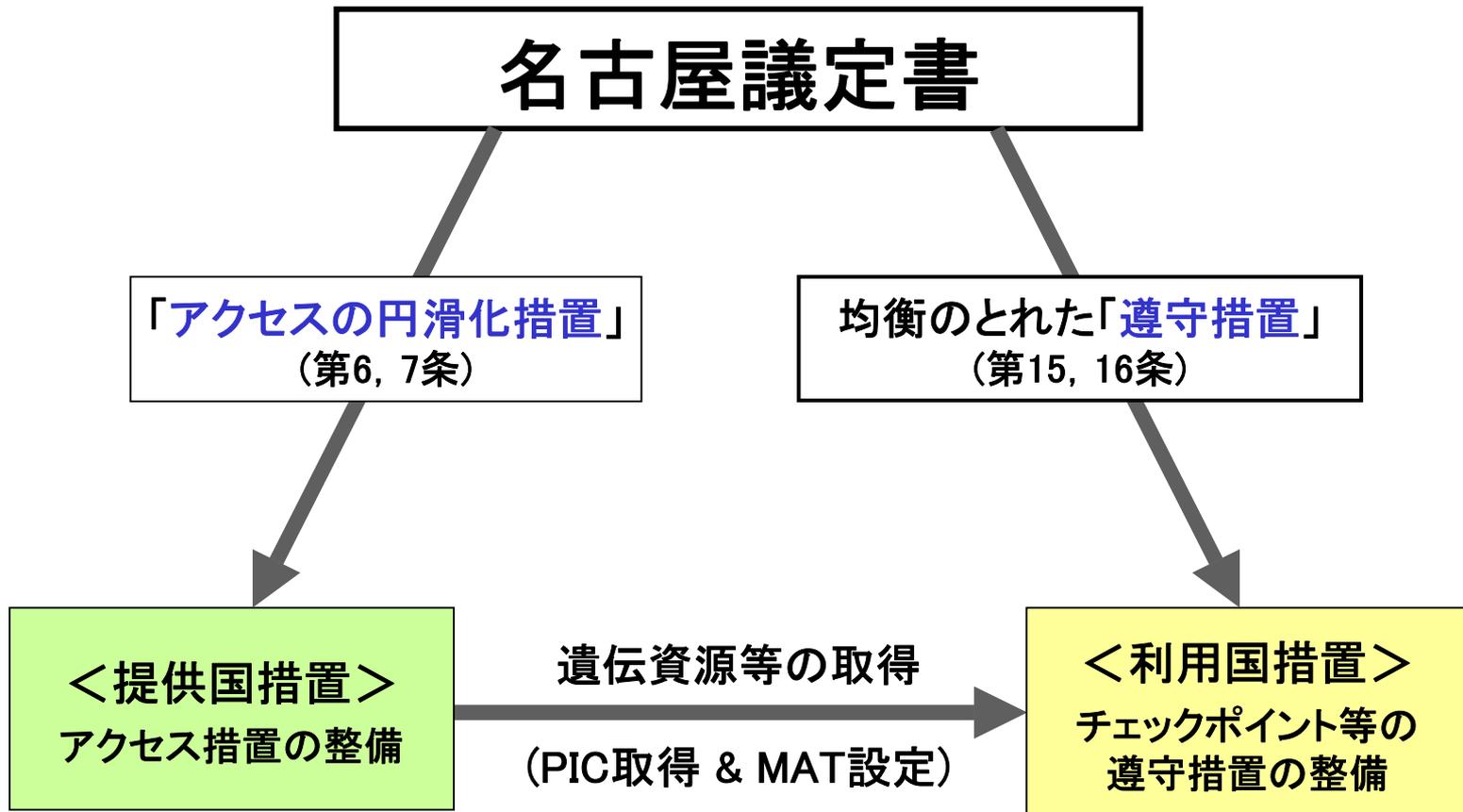
- 一般流通商品を従来の商慣行に従って輸入し販売する場合は、なんらCBD、議定書上の問題とはならない。

議定書第4条 国際協定及び国際文書との関係

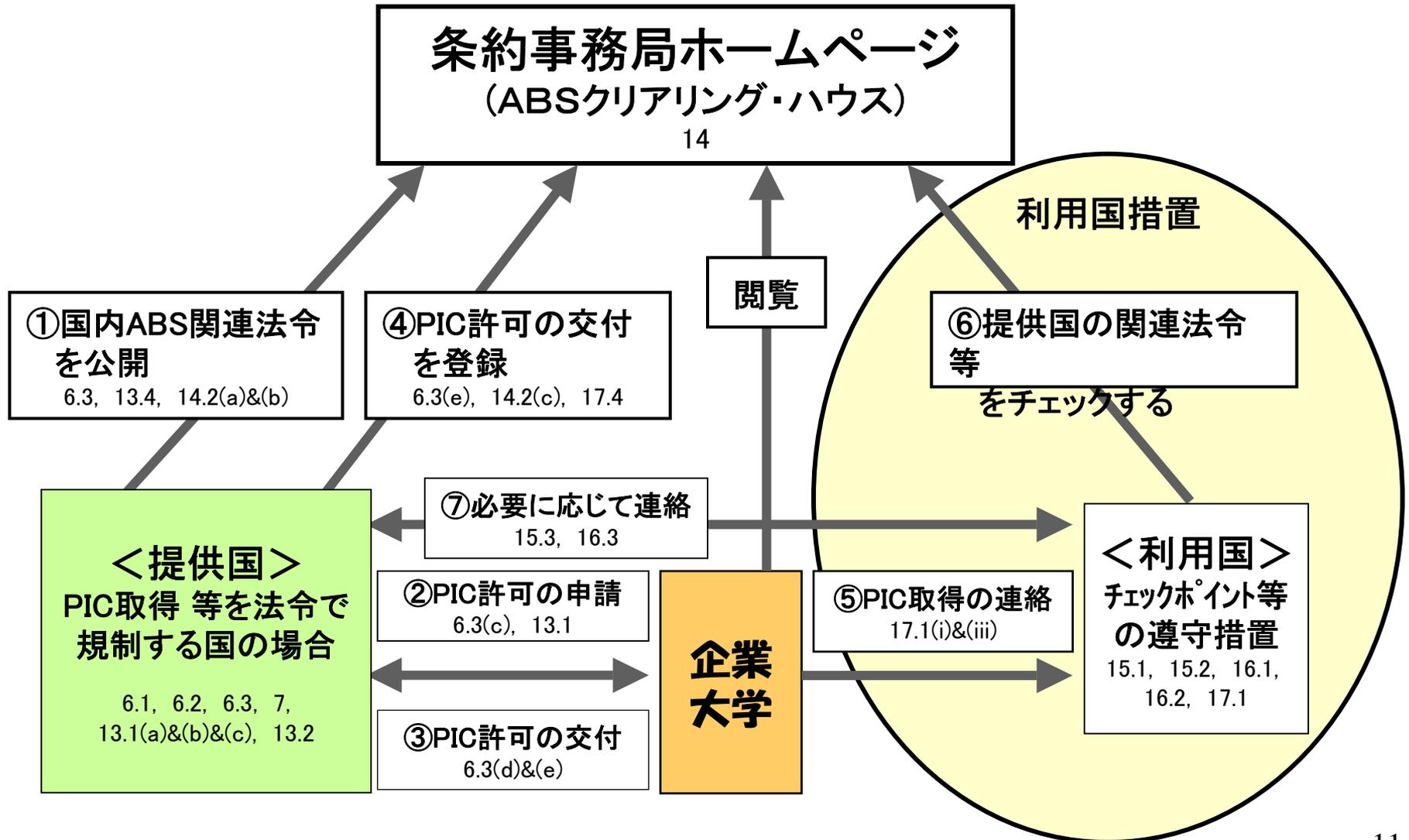
1. この議定書の規定は、既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない。本項の規定は、この議定書と他の国際文書との間に序列をつけることを意図するものではない。

2. 「国内遵守措置」実施への道

名古屋議定書の構造



名古屋議定書の機能する仕組み



EU域内遵守措置と国際貿易

- EU産業界は、遵守措置が域内の各加盟国間の円滑な国際貿易を阻害してはならない、と考えている。
- EU産業界は、域内で調和したルールを希望している。

今後の考慮すべき点

(1) 日本の産業界はどう対応するか？

- 当面は、METI-JBA「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」(2012年3月発行)の活用を推奨したい。

(2) 我が国の「国内遵守措置」についてどう考えるか？

- 我が国の国際貿易を阻害しないよう、海外先進国等と調和した対応をすべき。
- 日本が拙速に先走りすれば、国益上、デメリットが発生するリスクが大である。
- 今後の国際情勢の変化に合わせて、柔軟に対応し得る措置をとることが必須である。

CBDと名古屋議定書(NP)の会議日程

